

(ポイント)

●ネパール入国管理局は、ビザの手続きに関して以下のとおりサービスを実施することを決定しました。

在ネパール大使館の注意喚起（安全情報20-76）

### ネパール入国管理局のビザ手続きについて

ネパール入国管理局は、ビザの手続きに関して以下のとおりサービスを実施することを決定しました（当館注：ネパール入国管理局のビザに関するサービスは8月10日から停止しており、再開の通知が出されるまではビザに関するサービスは停止されます）。

- 1 2020年3月21日まで有効なビザを所持し、国際線フライトの再開から15日以内に出国する外国人については、出国時にビザ料金、延滞料、罰金等が無料となる手続きが空港内のイミグレーションオフィスにて行われますので、別途入国管理局を訪問する必要はありません。
- 2 2020年3月21日まで有効な観光ビザを所持しながら、国際線フライトの再開から15日以内に出国出来なかった外国人については、8月15日以降に観光ビザを更新する際は通常のビザ料金で最長2020年12月15日まで更新することが可能です。
- 3 ビザの延滞料、罰金の免除の手続きを希望される方については、入国管理局のビザサービスが再開されて以降15日以内に入国管理局に連絡をする必要があります。
- 4 2020年3月21日まで有効な観光ビザを所持し、ビザの種類の変更を希望する外国人については延滞料、罰金なしで手続きすることが可能です。
- 5 最長150日間有効な無料の観光ビザを所持している外国人については、8月15日以降に当該観光ビザを更新する際は通常のビザ料金で最長2020年12月15日まで更新することが出来ます。
- 6 NRN ビザ及び Non-Tourist Relation ビザのサービスについてはカカルビッタ（ジャパ郡）及び ポカラ（カスキ郡）のイミグレーションオフィスにて対応可能となりました。
- 7 本件について入国管理局に確認したところ、国際線フライトの再開から15日以

内に出国出来ない外国人は、8月15日以降のビザ料金を出国時に空港で支払うことは出来ず、事前に入国管理局において支払わなければならないようです。支払いが出来ていない場合、出国を認められないとのことですので、十分注意してください。

上記2、4、5を含むビザの延滞料、罰金等の免除を希望される方は、入国管理局のビザサービスが再開されて以降15日以内に必ず入国管理局に連絡してください。連絡をしなかった場合には、これらの代金は免除されないとのこと。

8 本件のネパール入国管理局からの発表については以下の入国管理局のウェブサイトをご確認願います。

<https://www.immigration.gov.np/>

9 本件についてご不明点がある場合は以下の入国管理局の担当者まで直接お問い合わせ願います（受付時間：10：00～17：00）

- (1) Kulshekar Aryal:9851225880
- (2) Chhabilal BK:9846216667
- (3) Pawan Gupta:9852061745
- (4) Jitendra Balami:9851112254
- (5) Rajesh Maharjan:9841328250

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記電話から緊急電話対応者に転送されます。